

受付番号：040028

法律等名称：品確法

案件名：平成13年国土交通省告示第1347号に関する提案

検討項目：枠組壁工法の準耐力壁の評価基準についての検討

検討した結果：平成18年国土交通省告示第1130号により、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）の一部改正をもって措置済み

評価方法基準 新旧対照条文

評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号、最終改正：平成18年9月25日国土交通省告示第1130号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
第1～第4（略）	第1～第4（略）
第5 評価の方法の基準（性能表示事項別）	第5 評価の方法の基準（性能表示事項別）
1 構造の安定に関すること	1 構造の安定に関すること
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）
(1)（略）	(1)（略）
(2) 基本原則	(2) 基本原則
イ 定義	イ 定義
① 「構造躯体」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう（以下1-1から1-5まで及び3-1において同じ）。	① 「構造躯体」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう（以下1-1から1-4まで及び3-1において同じ）。
②（略）	②（略）
(3) 評価基準（新築住宅）	(3) 評価基準（新築住宅）
イ～ホ（略）	イ～ホ（略）
へ 枠組壁工法の建築物における基準	へ 枠組壁工法の建築物における基準
枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。	枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。
① 次のa又はbのいずれかに適合していること。	① 次のa又はbのいずれかに適合していること。
a 評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1540号（以下このへにおいて「告示」という。）第9第2号又は第3号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に評価方法基準第5の1-1(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ウ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。	a 評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1540号（以下ホにおいて「告示」という。）第9第2号又は第3号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に評価方法基準第5の1-1(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ウ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。
b 告示第5第5号の規定に適合しており、かつ、次の規定に適合していること。この場合に	b 告示第5第5号の規定に適合しており、かつ、次の規定に適合していること。この場合に

において、平成13年国土交通省告示第1541号第1第5号中「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1-1(3)へ①bに掲げる表の(イ)項に掲げる壁の種類に応じて、当該壁の長さに(ロ)項に掲げる倍率を乗じて得た長さの合計」とし、告示第5第5号中「次の表一」とあるのは「等級2への適合判定にあつては評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の表2、等級3への適合判定にあつては評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の表3」とする。

(i)、(ii) (略)

(イ)壁の種類	(ロ)倍率
告示第5第4号の規定に適合するせつこうボードのうち厚さ12ミリメートル以上の壁材を両側全面に打ち付けた壁で、1階において土台を設けないもの又は2階若しくは3階で当該壁の直下に耐力壁線がないもの(ただし、当該壁の直下の床根太を構造耐力上有効に補強しているものを除く。)	1.0
1 この表において、(イ)項に掲げる壁の種類に応じて当該壁の長さに(ロ)項に掲げる倍率を乗じて得た長さは、その長さが必要耐力壁長さの2割を超える場合にあつては、必要耐力壁長さの2割の長さとする。	
2 この表において、(イ)項に掲げる壁の直下及び直上の根太の支持距離は4.55メートル以下とする。	

②～③ (略)

ト (略)

(4) (略)

1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(1)～(2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)

イ～ニ (略)

ホ 階数が2以下の木造の建築物における基準
建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては1-1(3)ホ⑥に掲げる基準に適合していること。

において、同号中「次の表一」とあるのは「等級2への適合判定にあつては評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の表2、等級3への適合判定にあつては評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の表3」とする。

(i)、(ii) (略)

②～③ (略)

ト (略)

(4) (略)

1-3 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(1)～(2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)

イ～ニ (略)

ホ 階数が2以下の木造の建築物における基準
建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては1-1(3)ホ⑥に掲げる基準に適合していること。

① 令第46条第4項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の表1の(i)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さに(3)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表三」とあるのは「評価方法基準第5の1-4(3)ホ①の表」と、「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

令第87条に規定する風速 (単位 m/s)	30	32	34	36	38	40	42	44	46
見付面積に乗ずる数値	53	60	67	76	84	93	103	113	123

上記にかかわらず、当該評価対象建築物に作用する荷重を考慮して、構造計算により、必要壁量を設定することができるものとする。

② (略)

へ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a (略)

b 告示第5第5号の規定に適合しており、かつ、1-1(3)へ①b(i)及び(ii)の規定に適合していること。この場合において、平成13年国土交通省告示第1541号第1第5号中「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1-1(3)へ①bに掲げる表の(i)項に掲げる壁の種類に応じて、当該壁の長さに(3)項に掲げる倍率を乗じて得た長さの合計」とし、告示第5第5号中「次の表二」とあるのは「評価方法基準第5の1-4(3)ホ①の表」とする。

②～③ (略)

ト (略)

(4) (略)

1-5～1-7 (略)

2-11 (略)

① 令第46条第4項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の表1の(i)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さに(3)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表三」とあるのは「評価方法基準第5の1-3(3)ホ①の表」と、「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

令第87条に規定する風速 (単位 m/s)	30	32	34	36	38	40	42	44	46
見付面積に乗ずる数値	53	60	67	76	84	93	103	113	123

上記にかかわらず、当該評価対象建築物に作用する荷重を考慮して、構造計算により、必要壁量を設定することができるものとする。

② (略)

へ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

1 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a (略)

b 告示第5第5号の規定に適合しており、かつ、1-1(3)へ①b(i)及び(ii)の規定に適合していること。この場合において、同号中「次の表二」とあるのは「評価方法基準第5の1-3(3)ホ①の表」とする。

②～③ (略)

ト (略)

(4) (略)

1-4～1-6 (略)

2-11 (略)